

基準17 ゴルフ練習場

ゴルフの打放し練習場を建設する場合の基準は、申請の内容が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ゴルフ練習場は、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
- ア 打席から直線で135m以上打放しができるものであること。
 - イ 1階の打席が20打席以上であること。
 - ウ 打席に相当する規模の駐車場が併設されていること。
 - エ 建物は2階以下とすること。
 - オ 用途上可分な部分を有しないものであること。
- (2) 申請地は、幅員が6m以上の道路に面し、かつ、当該道路から出入りするものであること。

◎ 申請地の面積が1,000㎡以上の場合は、前橋市宅地開発指導要綱に基づき関係各課と事前協議を行うこと。